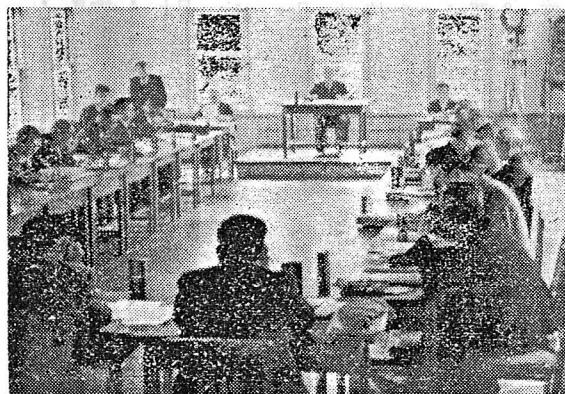


町議会定例会開く



—写真は開会中の議場—

真剣な討議のすえ

33年度予算外14議案を議決

◇昭和三十三年
御宿町議会第一回定例会は三

第一日目の十日は、昭和三十三

年度予算外十四議案について当
局の説明が行われたのち一旦本
会議を閉じ、全員協議会に移つ
て議案内容の細部を審議して終

了、第二日目（三月十四日）の
本会議に於て、質疑採決を行い
全議案を可決した。

尚当日上程された議案は左の通
りであります。

1、昭和三十二年度義務教育施
設整備事業起債について

2、昭和三十二年度漁港整備事
業起債について

3、昭和三十二年度公営住宅建
設事業起債について

4、昭和三十二年度新市町村建
設事業起債について

5、御宿町国民健康保険条例の
一部を改正する条例制定につ
て

第6号	所役	場
行町	印刷所	
御宿	阿佐商会	
電話 千葉(2)3936		

題字・柴田知事

6、御宿町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例制定に
ついて

7、御宿町国民健康保険運営協
議会委員選任につき同意を求
めること

電気の事故を
防ぐには？

次の点に注意しましょう。
一、電線の近くに材木など立
てかけないようにして下さ
い。断線の原因になります
から。

二、煙突やその支え線、ラジ
オ、テレビのアンテナは、
漏電の原因になりますから
電線にふれないようにしま
しょう。

三、どんなときでも電柱に登
らないようにして下さい。
漏電の原因になりますから
電線にふれないようにしま
しょう。

四、電線がたるんだり切れて
いる時や樹木の枝がさわつ
ている時などには電力会社
に知らせて下さい。

8、昭和三十二年度御宿町国民
健康保険特別会計歳入歳出予
算

9、昭和三十三年度御宿町国民
健康保険特別会計歳入歳出予
算

10、昭和三十三年度御宿町国民
健康保険特別会計一時借入金

11、御宿町手数料条例の一部を
改正する条例制定について

12、御宿町火葬場使用条例の一
部を改正する条例制定につい
て

13、昭和三十二年度御宿町歳入
歳出追加予算

14、昭和三十三年度御宿町歳入
歳出予算

15、昭和三十三年度一般会計一
時借入金について

自衛隊員を 募集しています

只今防衛庁では、陸士一万
名、海士三百名、空士五百名
の自衛隊員を募集しております。

民主化された隊内生活は若人
の身心の鍛錬の場としても最
適です。昭和八年六月二日か
ら昭和十五年六月一日までの
間に生れた日本の国籍を有する
男子ならだれでも受験出来
ます。希望者は役場自衛隊係迄御連
絡下さい。

町財政事情の公表 二月一日

第一章 昭和三十二年度予算の執行状況について

(健全な財政のもとに)

各種事業も着々と進行

毎年二月及び八月に町民の皆さんに公表することに定められている、町財政事情については町広報発行の都合で二月公表の予定が大変遅れましたが次のことについてその概要を説明してみたいと思います。

1、昭和三十二年度予算(十二月末現在)の執行状況

2、町民負担の状況

3、昭和三十一年度町歳入歳出決算の概況

4、財産公債及び一時借入金の現在高

昭和三十二年度の事業計画と事業費等について

昭和三十一年度町歳入歳出決算の概況

5、御宿漁港(防波堤500米)築造(三百五万円、千葉県へ依託)

八五坪戸戸、五四〇万円也
当町渡辺工務店、外に事務費一八六千円。
(ハ)御宿漁港(防波堤500米)築造(三百五万円、千葉県へ依託)
(イ)道路橋梁整備事業(三九一万三千円)

以上の本年度主要諸事業も、目下進捗中にして中学校及住宅は夫々三月三十一日迄には完成の見込みであり、御宿漁港は潮の工の予定である。

別記のよう十二月末予算現計は四九、二五二千円で、その中関係で工事着手が遅れ五月末竣

工の予定である。

投資的経費の占める割合は大きいかいづれも補助金起債等依存の後夫々請負契約締結を終り事

業費も決定したのであるが、(イ)中学校増築工事(鉄筋ブロ

ック造平家建一五五坪五八

八万円也、大多喜町式田建

設工業株式会社

(ロ)町営住宅建設工事(木造一

種一〇五坪十戸、木造二種

かなればなりません。

町長 井上文吉

概要

予算の執行について、その概要是毎回お知らせしているように、収入の確保を図り乍ら支出の適正なる執行を期しているが、年度予算は一般経常費の増加もあり極力需用費等の節約を図り捻出した財源は、公共事業等に廻し、事業遂行の円滑を期するよう配慮したものであります。

才出(第二表)

才出は総額に於て57%の執行となつておあり、公共事業の支出が、一月以降に大部分を占めて

いるので年度末迄の財政運営については相当苦しいことが予想されるものであり、各補助事業の進捗状況と併行し該補助金の交付を受け乍ら、税収入確保を図り、財政の円滑な運営を期すよう努めたい。

才出(第一表)

	現 計 予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	予 算 額 に 対 する 割 合
			取 入 未 済 額	予 算 額 に 対 する 割 合
1. 町 税	14,737,000	17,058,240	10,226,033	60%
2. 地 方 交 付 税	9,540,000	9,540,000	9,540,000	100%
3. 公 企 業 及 財 政 収 入	260,000	49,176	49,176	19%
4. 分 担 金 及 負 担 金	2,380,100	2,198,700	2,198,700	92%
5. 使用 料 及 手 数 料	805,000	626,167	626,167	78%
6. 国 庫 支 出 金	10,049,600	3,392,627	3,392,627	34%
7. 県 支 出 金	1,193,300	143,253	143,253	12%
8. 寄 付 金	495,000	292,536	292,536	59%
9. 繰 越 収 入	1,709,000	1,709,232	1,709,232	100%
10. 雜 金	583,000	210,044	210,044	36%
11. 町 債 個	7,500,000	7,200,000	—	0%
合 计	49,252,000	42,419,975	28,387,768	58%
			14,032,207	

第一表

歳 入 (12月1日現在)

第二表 歳出 (12月31日現在)

款	現計予算額	支出済額	予算残額	予算額に対する支出の割合
1. 議会費	747,000	526,280	220,720	70%
2. 役場費	10,299,000	7,796,604	2,502,396	76%
3. 消防費	2,004,000	1,142,189	861,811	57%
4. 土木費	3,913,000	1,722,742	2,190,258	44%
5. 教育費	11,831,600	5,359,523	6,472,077	45%
6. 社会及労働施設費	8,476,000	4,516,776	3,959,224	53%
7. 保険衛生費	594,000	363,793	230,207	61%
8. 産業経済費	7,256,000	4,759,141	2,496,859	66%
9. 財産調査費	224,000	69,014	154,986	31%
10. 統計費	142,000	63,790	78,210	45%
11. 選舉債費	168,000	23,382	144,618	14%
12. 公諸支出金費	1,725,000	868,010	856,990	50%
13. 支備費	1,572,400	669,660	902,740	43%
14. 予合計	300,000		300,000	0%
	49,252,000	27,880,904	21,371,096	57%

総額は、滞納繰越分を除き町民
が、前回にも説明してあります
が、十二月末日現在本年度課税
のよう負担して居られます

第二章 町民負担の状況
(第三表)
税三、四〇七、五五二円固定資
産税八、一二三、七二四円自転
車荷車税四五五、九三〇円木材
引取税一六、〇〇〇円電気ガス
税八〇九、四二〇円たばこ消費
税一、三四八、〇七〇円で合計
一四、一五八、六九六円である
が、年度末迄には更に電気ガス
が、十二月末日現在本年度課税

第三表 町民負担の状況

区分	町税総額	一世帯当たり負担額	一人当たり負担額
昭和30年度	13,618	6,371	1,396
昭和31年度	13,842	6,842	1,419
昭和32年度	13,748	6,795	1,409

課税方法、税率等については前回公表後改正はないので省略します。

才入四二、七四〇千六七二円で
実質的に一、七〇九千二三三円
の黒字となりこの額が翌年度へ
繰越されたわけであります。
才入四四、四四九千九〇四円、
才出四二、七四〇千六七二円で
実質的に一、七〇九千二三三円
の黒字となりこの額が翌年度へ
繰越されたわけであります。
勿論予算計上に当つては才入才
出共見積超大等は絶対に避けた
ので才出の執行も予算額に対し
九一%の割合を示し、概ね順調
な運営を行つたもので御座いま
す。

才入の状況
才入決算状況は次表のとおり
で才入合計をみますと、予算額
に対し、二、四〇五千円減とな
りましたが、町税の予算に対す
る収入額がその主たるもので、
他はほとんど予算額どおり或は
上廻つて才入されている。

才出の状況
才出決算額は予算額に対し、
り、その差額において、多額と
思われるが、特に事業費中、土
木（須賀岩和田線）改良事業が
諸種の事情により、延びたため
あり、他是一般経常費の予算残
額が相当額あるからである。
特に財産費に於て予算額を超過
して決算してあるがこの分は予
備費から充用して処理したもの
である。

概要
(第四表)
昭和三十一年度最終予算額は
義務費の増加、公共事業等の計
画により、才入才出共四六、八
五四千円となつております。こ
れを決算額についてみますと、
才入四四、四四九千九〇四円、
才出四二、七四〇千六七二円で
実質的に一、七〇九千二三三円
の黒字となりこの額が翌年度へ
繰越されたわけであります。
勿論予算計上に当つては才入才
出共見積超大等は絶対に避けた
ので才出の執行も予算額に対し
九一%の割合を示し、概ね順調
な運営を行つたもので御座いま
す。

才入の状況
才入決算状況は次表のとおり
で才入合計をみますと、予算額
に対し、二、四〇五千円減とな
りましたが、町税の予算に対す
る収入額がその主たるもので、
他はほとんど予算額どおり或は
上廻つて才入されている。

才出の状況
才出決算額は予算額に対し、
り、その差額において、多額と
思われるが、特に事業費中、土
木（須賀岩和田線）改良事業が
諸種の事情により、延びたため
あり、他是一般経常費の予算残
額が相当額あるからである。
特に財産費に於て予算額を超過
して決算してあるがこの分は予
備費から充用して処理したもの
である。

第三章 昭和三十一年度決算状況について
(第四表)
昭和三十一年度最終予算額は
義務費の増加、公共事業等の計
画により、才入才出共四六、八
五四千円となつております。こ
れを決算額についてみますと、
才入四四、四四九千九〇四円、
才出四二、七四〇千六七二円で
実質的に一、七〇九千二三三円
の黒字となりこの額が翌年度へ
繰越されたわけであります。
勿論予算計上に当つては才入才
出共見積超大等は絶対に避けた
ので才出の執行も予算額に対し
九一%の割合を示し、概ね順調
な運営を行つたもので御座いま
す。

才入の状況
才入決算状況は次表のとおり
で才入合計をみますと、予算額
に対し、二、四〇五千円減とな
りましたが、町税の予算に対す
る収入額がその主たるもので、
他はほとんど予算額どおり或は
上廻つて才入されている。

才出の状況
才出決算額は予算額に対し、
り、その差額において、多額と
思われるが、特に事業費中、土
木（須賀岩和田線）改良事業が
諸種の事情により、延びたため
あり、他是一般経常費の予算残
額が相当額あるからである。
特に財産費に於て予算額を超過
して決算してあるがこの分は予
備費から充用して処理したもの
である。

第四表 昭和31年度決算額調

歳 入				歳 出			
款	最終予算額	決算額	百分比	科	最終予算額	決算額	百分比
1. 町 税	17,058,000	14,729,679	33.1%	1. 議 会 費	751,000	676,839	1.6
2. 地方交付税	8,300,898	8,462,000	19.0	2. 役 場 費	9,136,000	8,893,743	20.8
3. 公企業及財産收入	260,000	212,499	0.5	3. 消 防 費	1,910,000	1,827,926	4.3
4. 分担金及負担金	1,330,000	1,388,100	3.1	4. 土 木 費	5,583,000	3,326,498	7.8
5. 使用料及手数料	481,000	527,670	1.2	5. 教 育 費	9,681,000	9,488,624	22.2
6. 国庫支出金	7,256,000	7,002,819	15.8	6. 社会及労働施設費	8,290,000	7,994,170	18.7
7. 県支出金	498,000	563,880	1.3	7. 保 健 衛 生 費	872,000	773,597	1.8
8. 寄 付 金	350,000	148,300	0.3	8. 産 業 経 済 費	6,283,432	6,063,422	14.2
9. 繰 越 金	6,910,102	6,921,185	15.6	9. 財 産 費	276,000	282,938	0.6
10. 雑 収 入	910,000	1,093,772	2.5	10. 總 計 調 査 費	193,500	173,717	0.4
11. 町 債	3,500,000	3,400,000	7.6	11. 選 挙 費	137,500	123,707	0.3
計	46,854,000	44,449,904	100.0	12. 公 債 費	1,313,000	1,239,108	2.9
				13. 諸 支 出 金	2,127,568	1,876,383	4.4
				14. 予 備 費	300,000	0	0
				計	46,854,000	42,740,672	100.0

第四章 町債及一時借 入金について

本町の起債現債高は別表に示すように財政規模に比して多額になつてゐるが、今併以来の町建設計画遂行の公共事業に充当した財源であり夫々町民の福祉向上に役立つてゐる。然し乍ら今後この元利償還額が極力この起債も抑制しなければなりませんが現行地方財政制度下にあつては補助金起債に依存しなければ事業は殆んどできない状態で自治体の困窮しているところであります。近時この窮状打開のため地方財政委員会等においてこの問題を検討して居りまして、利子引下或は補給等の処理が講ぜられることを期待するものであります。

尚一時借入金は努めて抑制しその分で小口の町債の返済に充当する方針で本年度も岩和田保育所分を二七四、四三〇円償還する予定。

第六表 町有財産調 (32年12月31日現在)

種	別	数 量
行	土 宅 地	1,274坪
	畠	10,728
地	山 林 原 野	305,842
政	雜 種 地	67,681
建	学 校 役 場 附 地	5,385
財	序 倉 (2棟)	105
	校 倉 (15棟)	1,707
建	保 育 園 倉 (2棟)	155
	隔 離 病 倉 (2棟)	50
財	登 記 所 倉 (2棟)	47
	公 民 館	47
產	警 察 庁 倉	27
物	寄 宿 倉	24
	火 葬 場	27
	住 宅	10.5坪 20戸
	同	8.5坪 20戸
財	金員 郵 便 貯 金	146,638
政	証券 千葉県漁業信用協会	150,000

第五表 町債目的別、借入先別、発行額調 昭和32年12月31日現在

目的別	借入先別	資 金	簡 便 保 険 局	計	附 記	
					目的別	
教 育 債		4,500		4,500	1. 30年度中学校建設	4,500,000円
普 通 土 木 債			4,000	4,000	(1)30年度道路改良起債	2,000,000円
					(2)31年度 同上	2,000,000
社 會 及 労 動 債					(1)30年度町営住宅建設債	1,400,000円
施 設 債		274	2,800	3,074	(2)31年度 同上	1,400,000
					(3)28年度保育所起債	274,430
災 害 復 旧 債		1,522		1,522	(1)27年度中学校災害復旧債	254,703円
					(2)27年度清水川災害復旧債	1,267,422円
産 業 経 済 債		5,384	700	6,084	(1)27年度漁港修築	584,964円
					(2)28年度 同上	2,800,000
					(3)29年度 同上	2,000,000
					(4)30年度 同上	700,000
	計	11,680	7,500	1,918		

12月末日現在 一時借入金2,000千円簡易保険局より借入もあり
3月10日返済予定



国保一年を

運営委員 村田 萬

萃

(御) 宿町国保健康保険も昨年三月發足いたしましてより早や

一年を経まして漸く二年生と成つた訳ですが、町民の皆様と関係者の並々ならぬ御努力に由りまして極めて健全な足どりで成長いたし、郡下では勿論県内に最も優秀の成績を收めて発展いたして居ります事は皆様と共に心からお慶びして良い事と存じます。

健康保険制度は其の性質上、保険を始めましたからには町民の一人残らずが加入していただき家族の人数や其の収入程度に従つて税金(保険税)として確実に納入して戴かないと直ぐに赤字になつて其の運営が困難となり、最悪の場合には潰れて了うと云う事も考へられますが、反対に加入者の全部が割当額を期日迄に納入して下さいますと政府からの補助金も最高額を得られますので最も健全な運営が出ます。

(社) 会保障制度の未熟な吾が國は近代的な国家として未だ一人生です。イギリス、フランスは、此の点大先輩として各個人の不幸を救済する施設や制度は

(現) 在の保険制度は色々の矛盾が沢山あり極めて不完全なものですが、これは私達国民の一

日本を遠く引き離して立派に成長して丁ひました。

(現) 在の保険制度は色々の矛盾が沢山あり極めて不完全なものですが、これは私達国民の一の努力と理解に由つての立派に發展させて行く以外には無いですね。これは診療に當る医者も一般の患者も又は健

康で病気等全く知らない人も同じ氣持でやつて行かなければ発展歩は望めません。

当る医者も一般の患者も又は健

来る事になります。此の補助金の多寡が現在運営の死活問題であると申しても過言で無く、今迄の国保全体の実状一缺陥一からして今年度は政府の補助金も或る程度増額されるよう決った様です故、皆様の国保への理解と関心と相俟つて新年度は益々立派な基礎の上に立つて保険も成長して行ける目算が付きました事は有難い限りです。が未だ

く國家の助成金は少な過ぎます。大学病院では最新の設備と高度の技術を誇つておりますのに、一般的の開業医では仲々その設備技術の恩恵に浴す事が出来ない現状でして、若し出来たとして

も莫大な費用を自分で負担しなければならないでしよう。

一般的の開業医は今の保険制度では現状維持がやつとの事にて最早の設備をして患者の幸福を図る費用も出なければ、学会に出

(各) 区毎の納稅組合制度も非常に数も増し実績を挙げて居りますし、役場の係の各戸別毎の徴収もその努力は全く頗るまし

も電話のベルにびっくりして往診に出掛けましたら先づその晩は全く眠れず、従つて翌日の診療に直ぐこたえるのです。子供が急に高熱を発してヒキツケたり、とか持病の心臓病が急に悪化したとか、急に激しい腹痛を起して翌日まで我慢が出来ないとか、急性の激しい症状の時以外は夜間の往診は出来る丈遠慮していただいた方が健全な保険の運営上大切の様です。(夜間又は風雨中の往診は二倍の点数)

(現) 在の往診も出来る丈症状を電話なり云々で話していくたでいて己むを得ない時にのみ往診してもらう様にしていただきますと医師の方も、健保財政の方も助かります。そして少しでも悪い時は直ぐにかゝりつけの先生に相談して診てもらうのが一番良いと思います。病気は軽い中に臆病がらずにどんどん診てもらい、治してもらう事が大切です。

(病) 院に行くにも年前中に行

(御) 宿町国保健康保険も昨年三月發足いたしましてより早や

一年を経まして漸く二年生と成つた訳ですが、町民の皆様と関係者の並々ならぬ御努力に由りまして極めて健全な足どりで成長いたし、郡下では勿論県内に最も優秀の成績を收めて発展いたして居ります事は皆様と共に心からお慶びして良い事と存じます。

健康保険制度は其の性質上、保険を始めましたからには町民の一人残らずが加入していただき家族の人数や其の収入程度に従つて税金(保険税)として確実に納入して戴かないと直ぐに赤字になつて其の運営が困難となり、最悪の場合には潰れて了うと云う事も考へられますが、反対に加入者の全部が割当額を期日迄に納入して下さいますと政府からの補助金も最高額を得られますので最も健全な運営が出ます。

(社) 会保障制度の未熟な吾が國は近代的な国家として未だ一人生です。イギリス、フランスは、此の点大先輩として各個人の不幸を救済する施設や制度は

(現) 在の保険制度は色々の矛盾が沢山あり極めて不完全なものですが、これは私達国民の一の努力と理解に由つての立派に發展させて行く以外には無いですね。これは診療に當る医者も一般の患者も又は健

康で病気等全く知らない人も同じ氣持でやつて行かなければ発展歩は望めません。

当る医者も一般の患者も又は健

康で病気等全く知らない人も同じ氣持でやつて行かなければ発展歩は望めません。

ける者は出来る丈午前中に往つて治療していただき度いものであります。午後は往診やその他の事で医者も診療出来ない事が多くお互いに迷惑をかける様です。掛りつけの先生が不在でお困りの時はその病院から他の先生の方へ電話で連絡をとつていただくと良いと思います。

三ヶ月、半年も治療を受けて治らない様な時は大学病院なり其他の病院に其の先生に紹介して戴いて一度精しい検査をしてもらつた方が良いと考えます。(尤も慢性疾患である結核性のもの、腎臓炎、心臓病等の診断に誤り無いものは別です)黙つて他に行くよりその方がお互に氣持が良いと考へます。又それが当然の道だと思います。

(保) 健制度―社会保障制度―の発展は人道精神への高度な程より良い進歩もするし発展もする訳です。それが文明社会です。私達は其の発展進歩の為に努力いたしました。それは必ず一番手近かの御宿の国民健康保険の立派な成長の為に各人夫々この義務の下にお互に努力いたしました。それには紙面を汚させていただきましたが保険一年間を顧みて将来の為の一助にもなればとの老齢心から乱文をふるひました次第です。どうぞ悪しからず。

御宿町の国保も満一才を迎へ順調の成育振り先づは御同慶の至りでございます。一年間の実務の結果から二、三のお願ひを申上げたいと存じます。

第一、受診証は最初に出して下さい。私達は診療患者のカルテを保存する義務を負つて居ります。處で現在は社保の本人用、家族用、国保用、自由診療用と五種類の使ひ分けをして居る訳で繁雑そのものであります。為に後で出されたのでは二重三重の手数であり、まして月と跨つて診療の最後に呈出されたのでは扱い様がない訳です。「初めに出せ」と云う事は保険診療の手心する為だらう等邪推する向もあるやに聞きましたが私達には考へ及ばない穿ち過ぎた御意見かと存じます。

第二は十円玉五つ六つの小銭を御用意願い度い事です。百円千円は不要だと云う訳ではありませんが、保険の診療は一点単価せんが、保険の診療は一点単価十一円五十銭。国保に半額負担ですからその二分ノ一、五円七五銭が基準でその三点、五点等計算をやらせられて居るのであります。

御宿町の国保も満一才を迎へ順調の成育振り先づは御同慶の至りでございます。一年間の実務の結果から二、三のお願ひを申上げたいと存じます。

第一、受診証は最初に出して下さい。私達は診療患者のカルテを保存する義務を負つて居ります。處で現在は社保の本人用、家族用、国保用、自由診療用と五種類の使ひ分けをして居る訳で繁雑そのものであります。為に後で出されたのでは二重三重の手数であり、まして月と跨つて診療の最後に呈出されたのでは扱い様がない訳です。「初めに出せ」と云う事は保険診療の手心する為だらう等邪推する向もあるやに聞きましたが私達には考へ及ばない穿ち過ぎた御意見かと存じます。

第三に若い御婦人の口紅については全く以て頭痛の種。指へもビンセツトヘも染つて薄気味の悪い事甚し、前歯は兎も角奥の方だつたら口紅に触れず治瘡するとしたら全く山茶か手品の類。やつて出来ない事はないとしてもお互ひのマイナスだけだとお思ひにならないでせうか。

十二円六十五銭計幾何でせう。一千円札を無難作に出されると百円九枚と十円玉五つ六つのお釣りです、結局毎日最少限十円玉の四、五十、百円札の二、三十枚の釣り錢を作らなければなりません。

喰べもしないキヤラメル一ヶ。密柑の百々等買廻つて十円玉を集める労力に御同情下さいと申上げたいのです。

導下に、わが御宿町にコーラス会が催れています。いま一家の主婦や、勤人、学生らが、仕事や勉学のわざかの時間をさいて参加していますが、皆毎週一回この集りを無心に歌い合つて楽しんでいます。ひらく町民に解放されていますから、老若男女誰でも自由に気軽に出て下さい。とくに布施岩和田地区からの参加をのぞみます。

日時 毎週日曜日午後一時半

◎世帯及人口

場所 高等学校新講堂
会費 一ヶ月 三十円
申込 御宿町文化会館合唱団
後援 公民館教養部

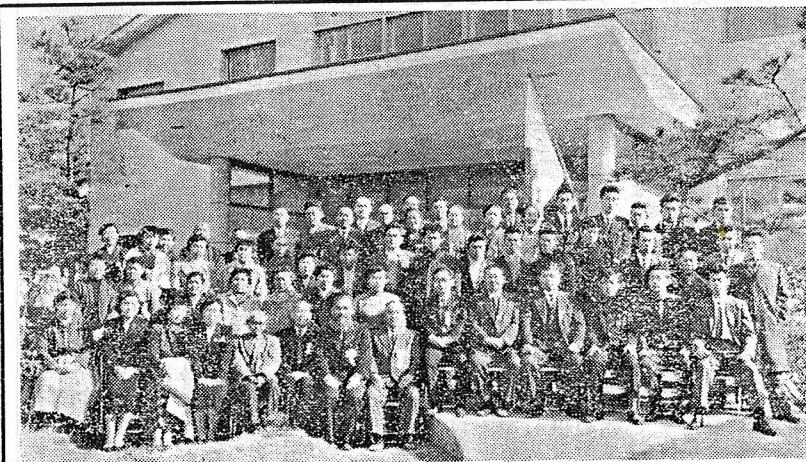


☆地蔵さんも一役

(燃焼しています。タバコの吸い殻がちにもご用心)

昭和三十三年二月一日現在の御宿町の世帯及人口は次のとおりです。

世帯数	一、九七二
人口	九、三八八
男	四、三五四
女	五、〇三四

**—喜びの成人式—**

一月二十三日夷隅高校講堂で成人式が行われた。

今年大人の仲間入りした人達は一三六名で、町長さん始め、関係者より心からの祝福を受けた。

第七回県下農村青少年クラブ
実績発表大会は去る二月二十六日、二十七日の両日千葉市自治

会館で開かれ、二十九名の4H
クラブ代表が実績発表を行つた
が、夷隅郡を代表して出場した

御宿町七本4H
クラブ（発表者
吉田和啓）が堂
々第二位に入賞
し、県知事、千葉

優秀な七本4Hクラブ**明るいニース**

県販購連会長より表彰された。
七本4Hクラブは昭和二十五年に発足、現在会員は十名で、組んでおり、今後に大きな期待がかけられている。

で開かれ御宿保育園代表として池野寿江先生が出場第一位を獲得、統いて郡代表として三月十五日千葉市自治会館に於ける県大会に出場優秀な成績を收め、賞状と賞品を授与された。

歴史の月

3日

聖徳太子が十
七条の憲法を定めた
(六〇四)

聖徳太子は用明天
皇の第二皇子で、推
古天皇をたすけて政
をとり、仏教をあが
めて國の大本をたて
ようとした。

4月 日本でメール
法が採用された(一九二一)



メートルは、地球の子午線の極から赤道までの長さの一千万分の一の長さ、一キログラムは攝氏四度の水の一リットルの重さである。ことじいつぱいで尺貫法をやめ、メートル法だけになる。

18日 専売特許条例を公布した
(一八八五)

この日を記念して昭和三十年から「発明の日」を設けた。現在は特許法と実用新案法になっているが、この法律による出願は年に十万件にのぼっている。24日 日本ではじめて種痘がおこなわれた(一八七〇)。

以上の金額を支給致しますから町の保険に加入している世帯で本年四月一日以後に於て、出生「死亡」のあつた世帯主は印鑑及び保険証持参の上役場厚生課迄御届け下さい。

◎健康は母の愛から国保から

保育研究会で第一位

千葉県衛生民生部、千葉県社会福祉協議会主催による第五回千葉県保育事業研究会夷隅地区

予選が三月九日勝浦中央保育園

戸籍が改正されます

明治初年このかた長い伝統をもつてきたわが戸籍制度は、それまでにも数次にわたって改正されたのであります。新法(昭和二十三年一月一日施行の戸籍法)の実施とともに、夫婦との未婚の子について一戸籍を編製するという合理化のため大きな改革に着手し、現在に至っています。

今年は旧法中に編製された戸籍の改正が行われる第一年度に当たります。開始は本年四月一日より昭和三十六年三月三十一日までに改正を完了する予定されています。この改正が完成を見て、はじめて戸籍事務は名実共に新しい戸籍法によつて行われることになるのであります。

一口に戸籍の改正と言いますが、この事務には法律的な要素と、技術的な要素とが多分に含まれております。容易でないと考えられます。殊にこの改正事務は平常事務と平行して行われたため取扱上の抵触を生ずる虞れがありますので、その処理が複雑となる関係上旧法戸籍の在籍者が本年四月一日以後において、次のような戸籍の届出をしよう

とする場合、又はその者が戸籍の届出に用いるため戸籍謄本等を請求なされる場合には、左記に示す要領によられたく町民皆様の御協力をお願い致します。

記

一、旧法戸籍の筆頭に記載した者(戸主)及びその配偶者が管外(御宿町以外の地)転籍の届出をその転籍地、又は届出人の所在地でしようとすると本籍地で届出をなさるよう御注意願います。

註「改正事務が全国一般に行わるため、戸籍の取扱い不備の生ずる虞があるからです。」

右は一例ですが旧法戸籍で筆頭者以外の者が所在地での届出により新本籍を定める場合にもその者の従前の本籍と同一の場所に新本籍を定めるよう願います。

二、旧法戸籍の謄本を請求される場合には、必ずその用途をお知らせ下さい。(右取扱について民事局長より通達が出ていて全国一律となります。)

危険な子供の悪遊び!!

子供達の遊びを観察すると善い遊びと悪い遊びがある。特に心身の成長期にある幼児学童に、いわゆるこの面の行動が、安全に、まもつてゆきたい。子供の遊びは、子供の社会性のあらわれである。室内遊びにても例を挙げると、チャンバラ、小刀所持、弓矢、吹矢、火薬、道路上の遊び等……いつれも危険を伴う遊びである。当の子供達は危険の予想を省り、みず遊びに夢中になつてゐる。またこれらの遊びは児童期の子供達にとって最も興味的であり冒險的であり、かつ又愛着をいだかせ魅力的である。とりわけ「火薬」の、もてあそびは、とりかえしのつかない事故誘発の元である。思わぬ不注意から、いつしゆんにして前途ある子供の将来を、とりかえしの、つかない不幸におとしいれることがあります。親として考へるだけおそろしいことである。人に「けが」をあたえても又人から「けが」を、あたえられても災難は、お互にあら。子供の遊びを善導してゆきたい。それには子供の個性を延ばし、団体的秩

序と協力の精神を養う。然も危険のくすくない、健康的なスポーツが、なんといつてもよい。

町内短信

- ◎二月二十日静岡県より統計事務観察のため静岡県学事統計係員外五名来町。
- ◎二月二十五日午後一時より民校庭で、広々とした海岸で、また家庭先で子供の遊びの場を安全に、まもつてゆきたい。子供の遊びは、子供の社会性のあらわれである。室内遊びにても例を挙げると、チャンバラ、小刀所持、弓矢、吹矢、火薬、道路上の遊び等……いつれも危険を伴う遊びである。当の子供達は危険の予想を省り、みず遊びに夢中になつてゐる。またこれらの遊びは児童期の子供達にとって最も興味的であり冒險的であり、かつ又愛着をいだかせ魅力的である。とりわけ「火薬」の、もてあそびは、とりかえしのつかない事故誘発の元である。思わぬ不注意から、いつしゆんにして前途ある子供の将来を、とりかえしの、つかない不幸におとしいれることがあります。親として考へるだけおそろしいことである。人に「けが」をあたえても又人から「けが」を、あたえられても災難は、お互にあら。子供の遊びを善導してゆきたい。それには子供の個性を延ばし、団体的秩
- ◎三月八日午前十時より区長会議を開く。
- ◎三月十日午前九時より昭和三十三年第一回定期町議会開催
- ◎三月十一日新町建設設計調査指導のため県係官来町
- ◎三月十二日消防団役員会議開催
- ◎三月十四日午前十時より町議会開く。
- ◎三月十六日午後一時より布旅中学校財産処理委員会於役場会議室
- ◎三月十七日午後四時より会議室に於て農家組合長会議開く。
- ◎三月十八日、十九日の両日県係官による財政検査あり。
- ◎三月二十日御宿中学校卒業式
- ◎三月二十一日布施小学校卒業式
- 日本では手のひらを下にして招く、西洋では手のひらを上にむけて招く。